

国際金融規制への対応

1. 「バーゼルⅢ最終化」への対応

2008年のリーマン・ショックを機に、自己資本比率の規制水準引き上げ、レバレッジ比率および流動性規制の導入を骨子とした「バーゼルⅢ」が合意され、本邦では2013年3月より順次適用されています。

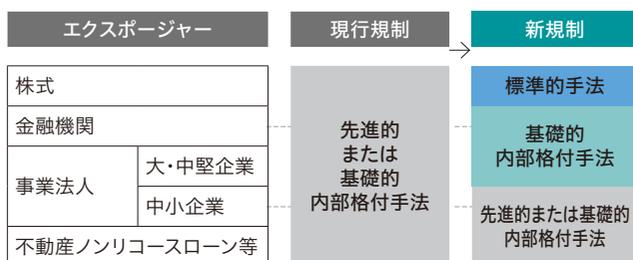
その後、自己資本比率算出におけるリスクアセット計測手法について、銀行による内部モデルの一部制限や標準的手法による資本フロアの導入を骨子とした「バーゼルⅢ最終

化」が2017年12月に国際合意されました。

「バーゼルⅢ最終化」は2023年からの導入[※]が求められていますが、当グループでは資本蓄積等により目標水準を確保するとともに、適切な採算管理やポートフォリオ運営を推進するなど今後規制導入に向けた態勢整備を進めていきます。

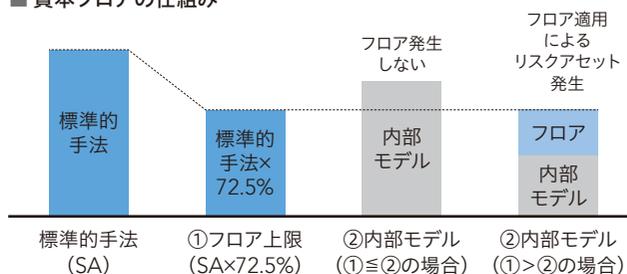
[※]新型コロナウイルス感染症対策を優先するため、導入時期が当初の予定から1年延期されました。

■ 信用リスクに係る計測手法の概念図



標準的手法：外部格付等に応じた当局指定のリスクウエイト
 基礎的的内部格付手法：自行推計のデフォルト率(PD)に基づき算出されたリスクウエイト
 先進的的内部格付手法：PDに加えてデフォルト時損失率(LGD)も自行推計の上算出

■ 資本フロアの仕組み



● 標準的手法×72.5%[※]>内部モデルとなる場合、内部モデルを上回る部分をフロアとしてリスクアセットに加算

[※] 2023年の50%から毎年5%ずつ段階的に引き上げ、2028年に72.5%

2. 非財務リスク分野の規制強化

財務リスクについては、上記の通りバーゼルⅢが合意され、各種の流動性リスク規制、大口信用供与規制(SCCL)も大枠が固まりつつあり、細部の調整・修正は残るものの、峠は越えつつあります。こうしたなか、国際機関・各国金融当局は非財務リスク分野に係る規制強化・高度化に着目しつつあります。具体的には、

- コンダクトリスク
- AML/CFT(マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策)
- サイバーセキュリティ
- 外部委託先(第三者)管理
- 業務継続態勢の強化(オペレーショナルレジリエンス)

などが挙げられます。中でも、サイバーセキュリティや外部委託先(第三者)まで視野に入れつつ金融機関の重要機能維持を目指す「オペレーショナルレジリエンス」は、長期化も想定される新型コロナウイルス対応のなかで大きな関心を集めています。従来想定された災害シナリオとは異なる新たな状況下でも、社会的に重要な金融サービスを滞りなくご提

供していくために、金融機関の業務継続態勢の一層の強化が求められています。

当グループは、お客さまの資産の運用・管理を担う信託銀行として、これらのグローバルな規制の潮流を注視しつつ、一層の資産運用・管理業務運営態勢の強化・高度化に取り組んでいく所存です。

■ 国際金融規制対応体制

全体統括	経営企画部(海外業務統括室)
自己資本比率・流動性規制	リスク統括部、財務企画部
域外適用法令 コンダクトリスク	コンプライアンス統括部 (グローバルコンプライアンス室)
海外拠点規制サポート	海外業務部 [※] 、マーケット企画部 [※] 、 受託資産企画部 [※] 、運用企画部
サイバーセキュリティ	リスク統括部、業務管理部
海外拠点再建・ 破綻処理計画	経営企画部(経営情報室)、 リスク統括部

[※]三井住友信託銀行